

# 木曾谷国有林の地域別の森林計画書

(木曾谷森林計画区)

計 画 期 間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

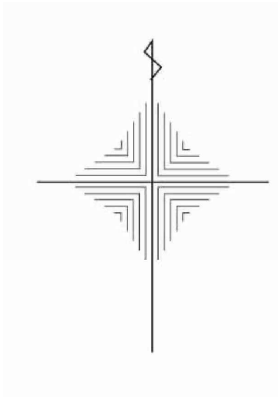
林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：令和4年4月1日～令和14年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

# 木曾谷森林計画区の国有林位置図



- 凡 例
- 国 有 林 野
  - 官 行 造 林 地
  - (◁) - (▷) -      県 界
  - 市 町 村 界
  - 山                    森 林 管 理 署
  - 山                森 林 セ ン タ ー 等
  - 山                    森 林 事 務 所
  - 山                    治 山 事 業 所
  - 文字                    森 林 計 画 区 名
  - 文字                    国 有 林 名

# 目 次

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	6
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	7
(4) 林道等及び治山施設の整備	7

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2) 立木の標準伐期齢	14
(3) その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
(1) 人工造林に関する事項	15
(2) 天然更新に関する事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	19
(1) 間伐の標準的な方法	19
(2) 保育の標準的な方法	19
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
(3) 林産物の搬出方法等	25
(4) その他必要な事項	25
6 森林施業の合理化に関する事項	26
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	28
1 森林の土地の保全に関する事項	28
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	28
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	28
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(4) その他必要な事項	29
2 保安施設に関する事項	30
(1) 保安林の整備に関する方針	30
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	30
(3) 治山事業の実施に関する方針	30
(4) その他必要な事項	30
3 鳥獣害の防止に関する事項	32
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
(2) その他必要な事項	32
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	33
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	33
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	33
(3) 林野火災の予防の方針	33
(4) その他必要な事項	33
第5 計画量等	35
1 伐採立木材積	35
2 間伐面積	35
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	35
4 林道の開設及び拡張に関する計画	36
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	41
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	41
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	41
(3) 実施すべき治山事業の数量	42
第6 その他必要な事項	43
1 保安林その他制限林の施業方法	43
2 その他必要な事項	51
(1) 森林整備への多様な主体の参加	51
(2) 木材利用の拡大	51
(3) 御嶽山の火山防災	51
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	52
1 水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	52
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進 を図るための森林施業を推進すべき森林	53
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	53
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	53
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	54
別表2 鳥獣害防止森林区域	55

## (附) 参考資料

1 森林計画区の概況	56
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	56
(2) 地況	56
(3) 土地利用の現況	57
(4) 産業別生産額	58
(5) 産業別就業者数	59
2 森林の現況	60
(1) 齢級別森林資源表	60
(2) 制限林普通林別森林資源表	65
(3) 市町村別森林資源表	66
(4) 制限林の種類別面積	68
(5) 樹種別材積表	70
(6) 荒廃地等の面積	71
(7) 森林の被害	72
(8) 防火線等の整備状況	72
3 林業の動向	73
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	73
(2) 林業事業体等の現況	74
(3) 林業労働力の概況	74
(4) 林業機械化の概況	74
(5) 作業路網等の整備の概況	74
4 前期計画の実行状況	75
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	75
(2) 間伐面積	75
(3) 人工造林・天然更新別面積	75
(4) 林道の開設及び拡張の数量	75
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	75
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	76
(1) 森林より森林以外への異動	76
(2) 森林以外より森林への異動	76
6 森林資源の推移	77
(1) 分期別伐採立木材積等	77
(2) 分期別期首資源表	78
7 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）	81
8 国有林の計画制度の体系	82

# I 計画の大綱

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、長野県の南西部に位置し、木曾町等3町3村からなる。その区域面積は155千haで、長野県全体1,356千haの11%を占めており、そのうち、国有林面積は89千haで3町3村に所在している。

計画区の西部は奥三界岳、高樽山、高森山、御嶽山等の稜線を挟んで岐阜県の宮・庄川森林計画区、飛騨川森林計画区に接し、東部は木曾駒ヶ岳、空木岳等からなる中央アルプスを挟んで伊那谷森林計画区に接している。また、北部は鉢盛山、鳥帽子岳等の稜線を挟んで中部山岳森林計画区と接し、南部は岐阜県の木曾川森林計画区に接している。

### (2) 自然的背景

#### ア 気候

本計画区の気候は、内陸性気候を示す北部と太平洋型気候の冷温帯(温帯)と暖温帯(暖帯)の移行帯となっている南部に二分されている。

平成28年～令和2年の気象観測データによると、最高気温は36.1℃(木曾福島)に対し、最低気温は-21.0℃(開田高原)、平均気温は7.9℃(開田高原)～11.9℃(南木曾)、平均年間降水量は2,052mm(木曾福島)～4,073mm(御嶽山)、最深積雪は71cm(開田高原)となっている。

#### イ 地形

本計画区は、木曾縦谷によって西部の飛騨山脈と東部の木曾山脈、さらに、御嶽火山地の3つに大別される。御嶽山周辺の火山裾野地形及び阿寺山地の隆起準平原の緩傾斜地を除き、全般に急峻な壮年期地形を呈し、30度以上の急傾斜地は計画区の国有林面積の約7割を占めている。

#### ウ 地質

本計画区の地質は、北部の堆積岩地帯、御嶽山周辺の火山岩地帯、阿寺山地の濃飛流紋岩地帯、木曾川左岸及び南部の花崗岩地帯の4つに大別される。

堆積岩地帯の大部分は古生層で、一部に中生層、第三紀層等が分布している。

火山岩地帯は安山岩が主体で、一部に玄武岩、赤色火山灰ローム層が見られる。濃飛流紋岩地帯は急峻な壮年期地区と緩傾斜地の多い隆起準平原地区に区分され、傾斜の緩急が土壤生成に大きな影響を与えている。花崗岩地帯は地形が急峻で風化侵蝕のため崩壊地が多く、その取扱いに注意を要する地帯である。



## エ 土壌

本計画区の土壌は、褐色森林土群及びポドゾル群の分布が広く、その他黒色土群、グライ土壌群が見られる。褐色森林土は、本計画区に広く分布し林木の育成に好適な立地となっている。ポドゾル化土壌は乾性ポドゾル（P<sub>D</sub>I）、湿性鉄型ポドゾル（P<sub>w(i)</sub>I）、湿性腐植型ポドゾル（P<sub>w(h)</sub>I）の3つに区分され、特に、濃飛流紋岩の隆起準平原地区には浸透性・通気性の悪い湿性鉄型ポドゾルが約9千haにわたって分布している。

## (3) 社会経済的背景

### ア 交通

本計画区の交通網は、国道19号線（名古屋～長野）及びJR中央本線（名古屋～塩尻）が計画区の中央を南北に縦断しており、計画区のほぼ中央に位置する木曾町は、名古屋市及び長野市からそれぞれ約150kmの距離にある。これらを主軸として地方国道（256号線、361号線）及び県道等が東西を連絡している。

### イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の11%を占める155千haで、そのうち森林が144千ha（計画区総面積の93%）と高い比率を占めており、農地が3千ha（2%）、その他が8千ha（5%）となっている。

### ウ 人口の動向

本計画区の人口は25千人であり、長野県の総人口2,022千人の1%を占めている。また、人口動態は地域全体を見ると減少傾向にあり、平成28年(28千人)に比べ11%の減となっている。人口密度は16人/km<sup>2</sup>で長野県全体の人口密度の11%となっている。

木曾谷森林計画区における人口等

区分	長野県全体(A)	木曾谷森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	2,022,625人	24,890人	1%
人口密度	149 人/km <sup>2</sup>	16 人/km <sup>2</sup>	11%

注 人口総数は、長野県情報政策課「長野県の人口と世帯数（令和3年7月1日現在）」による。

### エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は17億円（令和元年）となっており、長野県全体の1%となっている。そのうちコメは4億円（22%）となっている。農家数は1,666戸（令和2年）で、長野県全体の2%となっている。

製造品出荷額等は621億円（令和元年）となっており、長野県全体の1%となっている。

製造業事業所数は83所（令和2年）、従業員数は2,305人（令和2年）で、それぞれ長野県全体の2%、1%となっている。

年間商品販売額は 293 億円（平成 28 年）で、長野県全体の 1%、商店数は 459 店（平成 28 年）、従業員数は 2,009 人（平成 28 年）で、それぞれ長野県全体の 2%、1%となっている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が 1 千人（8%）、第二次産業が 4 千人（30%）、第三次産業が 9 千人（62%）となっている（平成 27 年）。なお、第一次産業のうち、林業就業者は 394 人で、全就業者数の 3%（長野県全体の 15%）となっており、他地域に比べて多くなっているが、5 年前（平成 22 年）年と比べ 17 人減少し、10 年前（平成 17 年）と比べ 51 人増加している。

#### 木曾谷森林計画区における就業者数

単位：人

区分		長野県全体(A)		木曾谷森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		1,069,860	100%	14,496	100%	1%
産業別	第一次産業	96,899	9%	1,198	8%	1%
	第二次産業	304,510	28%	4,249	29%	1%
	第三次産業	643,203	60%	8,972	62%	1%

注 1 平成27年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、「不詳」を含む。

#### 木曾谷森林計画区における林業就業者数の推移

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年
林業	343	411	394

注 「国勢調査報告」による。

#### (4) 森林・林業の動向等

本計画区は、長野県の南西部に位置し、総面積は 155 千 ha と長野県全体の 11%を占め、県下の森林計画区では小さな計画区となっている。

本計画区の森林面積は総面積の 93%に当たる 144 千 ha で、県下森林面積の 14%を占め、木曾ヒノキを始めとする国産材の製材加工が盛んな地域である。

本計画区の国有林の面積は 89 千 ha で、計画区全体の森林面積の 62%を占め、その多くが山岳地帯にあり地形が急峻で、特に、木曾川左岸及び南部は深層風化の花崗岩地帯に加え降水量も多ことから、崩壊が発生しやすく、そのうえ、山地と集落が非常に接近している。また、木曾川水系は発電用水とともに、中京圏の生活用水、工業用水の重要な水源地帯となっており、特に、牧尾ダム及び味噌川ダムは、濃尾平野などに大量の水を供給していることから、国土保全及び水源涵養等といった、公益的機能の發揮に重要な役割を担っている。また、中央アルプス国立公園、御岳県立公園と、森林浴発祥の地である赤沢自然休養林等、森林レクリエーション資源も豊富であり、レク

リエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。特に、赤沢自然休養林においては、森林セラピー基地の一つとして地元自治体などが森林を健康づくりに役立てる場として取り組んでいる。

一方、本計画区内の原木の供給は、木曽ヒノキ、サワラ及び人工林ヒノキを主とする国有林材に大きく依存しているとともに、素材流通の主体も国有林材の委託販売によって占められている。今後、木曽ヒノキの需要動向、木材流通の現況、民有林資源の成熟化の進展等を踏まえ、関係者一体となった木材流通・加工体制の整備が課題となっている。

森林の現況は、人・天別面積では、人工林が36千ha（45%）、天然林が45千ha（55%）となっている。人工林の樹種別面積割合では、ヒノキが66%、カラマツが27%、その他が7%でヒノキが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、7齢級から14齢級が21千haを越えており、特に、11齢級が4千haと最も多くなっている。蓄積は人工林で8,444千m<sup>3</sup>、天然林では11,597千m<sup>3</sup>となっている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年（平成29年度～令和3年度）の実行結果の概要については、下記のとおりである。

伐採に関しては、平成30年度以降の豪雨災害の影響、分収育林の立木販売箇所の入札不調及び実行段階で現地を精査した結果、一部の実行を見合わせたため、計画量を下回る実績となった。

造林に関しては、人工造林及び天然更新の対象となる箇所の主伐を一部見合わせたこと、当期更新を伴わない主伐箇所があったことなどから、計画量を下回る実績となった。

林道の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した結果、計画量を下回ったが、優先すべき箇所の開設及び改良を実施した。

保安林に関しては、公益上の理由から、計画量を上回る水源かん養保安林を指定した。また、道路用地への用途変更のため、計画どおり解除を行った。

治山事業に関しては、緊急性・重要性を考慮し、より優先すべき地区において実行した結果、計画量を下回る実績となった。

### ○ 前計画の前半5カ年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	1,061	千 <sup>3</sup> m	784	千 <sup>3</sup> m ( 74 )
主伐	270	千 <sup>3</sup> m	143	千 <sup>3</sup> m ( 53 )
間伐（材積）	792	千 <sup>3</sup> m	641	千 <sup>3</sup> m ( 81 )
間伐（面積）	7,011	ha	4,452	ha ( 64 )
造林面積	2,840	ha	567	ha ( 20 )
人工造林	1,375	ha	107	ha ( 8 )
天然更新	1,465	ha	460	ha ( 31 )
林道等の開設及び拡張	開設： 29 km	拡張： 8 km	開設： 5 km ( 17 )	拡張： 6 km ( 77 )
保安林等の指定・解除	指定： 243 ha	解除： 1 ha	指定： 356 ha	解除： 1 ha
水源かん養	指定： 243 ha	解除： 1 ha	指定： 356 ha	解除： 1 ha
災害防備	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	687	地区	61	地区 ( 9 )

注 ( ) 内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮する。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

#### (1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

#### (2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

### (3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが山岳地帯にあり地形が急峻であり、中京圏などへの重要な水源地帯となっている。また、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多いことから、国民の保健休養の場としても提供している。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護・管理のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進する。

### (4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養<sup>かん</sup>及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

# II 計畫事項

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	89,133.95	
市町村別内訳	上松町	10,815.87
	南木曾町	14,259.70
	木祖村	7,830.05
	王滝村	25,887.28
	大桑村	17,570.67
	木曾町	12,770.38

注 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。



## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を行う必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能が発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区分		現況	単位 面積：ha
			計画期末
面積	育成単層林	35,054	34,968
	育成複層林	2,356	2,917
	天然生林	43,363	42,885
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		248	256

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持させる森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。

3 「天然生林」とは、主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。このほか、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の（1）に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採との連たん等を十分考慮することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

##### ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を基準とする。また、木曽ヒノキの代替材等を勘案する主伐の標準的な時期は、ヒノキは200年とする。

##### イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採も検討することとする。

(ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね 70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率（上限 40%）の範囲内）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

#### ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

#### エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種							備考
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹	
木曽谷	40	45	40	40	60	70	20	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### (ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位：本/ha

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000	1,500～2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(エ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。



(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考	
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯	
			クロマツ			
			アカマツ			
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ		
		モミ	ゴヨウマツ	ヒメコマツ		
			ウラジロモミ			
			モミ			
			シラビソ	シラベ	亜高山帯	
		トウヒ	オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯	
			トウヒ		亜高山帯	
	ハリモミ		バラモミ			
	イラモミ		マツハダ			
	ツガ	ツガ	ヒメマツハダ			
			コメツガ		亜高山帯	
	スギ	スギ	スギ			
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ			
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ			
			サワラ			
			ネズコ	クロベ		
	アスナロ	アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ		
イチイ						
カヤ	カヤ	カヤ				
広葉樹	クルミ	クルミ	オニグルミ			
			サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ		
	ヤマナラシ	ヤマナラシ	ドロノキ	亜高山帯		
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ			
			ケヤマハンノキ			
			ウダイカンバ	マカバ、マカンバ		
			シラカバ	シラカンバ		
		ダケカンバ	ソウシカンバ	亜高山帯		
			ミズメ	アズサ		
		アサダ	クマシデ	アサダ		
				クマシデ		
		イヌシデ	アカシデ	イヌシデ	シロシデ	
				アカシデ	シデノキ	
	ブナ	ブナ	ブナ	シロブナ		
			イヌブナ	クロブナ		
		コナラ	クヌギ			
			アベマキ	コルククヌギ		
			カシワ			
			ミズナラ	オオナラ		
			コナラ	ホウソ		
			イチイガシ			
			アカガシ	オオガシ、オオバガシ		
			ツクバネガシ			
	アラカシ					
	ウラジロガシ					
	クリ	クリ				
	ケヤキ	ニレ	ケヤキ			
			ハルニレ			
	クワ	クワ	シマグワ			
	モクレン	モクレン	ホオノキ			
	カブツ	サクラ	カブツ	ヤマアララギ		
			ウヅミズザクラ	ハハカ		
	ハラ	サクラ	エドヒガン			
			オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ		
			カスミサクラ			
			ヤマザクラ			
	ナナカマド	ナナカマド	アズキナシ	ハカリノメ		
	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ		
	ミカン	キハダ	キハダ			
	カエデ	カエデ	ハナノキ			
イロハモミジ			イロハカエデ			
オオモミジ			ヒロハモミジ			
ヤマモミジ						
コハウチワカエデ			イタヤメイゲツ			
ハウチワカエデ			メイゲツカエデ			
ウリハダカエデ						
イタヤカエデ						
メグスリノキ			チョウジャノキ			
トチノキ			トチノキ	トチノキ		
モチノキ	モチノキ	アオハダ				
シナノキ	シナノキ	シナノキ				
ミズキ	ミズキ	ミズキ				
ウコギ	ハリギリ	ウコギ	ゴンゼツ			
		ハリギリ	センノキ			
モクセイ	トネリコ	シオジ				
		ヤチダモ				
アオダモ	アオダモ	コバノトネリコ				
ゴマノハグサ	キリ	キリ				

参考資料:日本の野生植物(平凡社)

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘察して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

### (ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

### (イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

### (ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

#### (1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数（ $R_y$ ）を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね 10 年を目安としつつ、林冠がうっ閉する期間等を考慮し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

ウ 間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で 20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

#### (2) 保育の標準的な方法

##### ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○												
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○														
つる切	スギ								←○→				←○→						
	ヒノキ								○			←○→							
	カラマツ									○				○					
除伐	スギ									←○→				←○→					
	ヒノキ										○					←○→			
	カラマツ										○							○	

注 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←—————→									
つる切			←—————→									
除伐	←—————→											

注1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。

2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行う

こととする。

c 除 伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方は次に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### (ア) 水源の涵養<sup>かんよう</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養<sup>かんよう</sup>機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

###### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

###### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

###### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

###### (ア) 水源の涵養<sup>かんよう</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、

立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとする。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

#### ○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	200	966
うち林業専用道	18	22



- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方  
 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5m/ha以上

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。  
 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。  
 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じることとする。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
 該当なし。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業経営体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業従事者の確保・育成に努めることとする。

さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林野事業においても、同制度が円滑に機能するよう貢献する観点から、同制度において活躍が期待される意欲と能力のある林業経営者の育成にも取り組むこととする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、立木の伐採と造林の一貫作業システムの導入等により、作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

### (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

「**高**(マルコウ)**国**(マルコク)木曾ひのき」(人工林ヒノキ)の銘柄化、木曾ヒノキ等の需要動向、木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、建築物の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力に努めることとする。

### (4) その他必要な事項

#### ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の導入を踏まえ、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

#### イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、山村地域と

多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用を推進することとする。

ウ その他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとする。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
上松町	29～56, 73～210, 238～256, 301～328, 358-1	6, 137.74	水源かん養保安林	
	4～16, 329～357, 358-2, 359-1～359-2	3, 265.26	土砂流出防備保安林	
	55, 61～62, 65～70, 72～73, 208	30.65	保健保安林	
	21～27	157.88	風致保安林	
	1～3, 17, 19～20, 27～28, 62, 69, 199, 203, 218～219, 223, 225	218.81	山災H	
	計	9, 810.34		
南木曾町	1～106, 301～423, 501～693, 2101～2129,	11, 802.26	水源かん養保安林	
	107～119, 424～463, 702～708, 1247, 2130～2146	2, 164.61	土砂流出防備保安林	
	8, 525, 702, (南)2～5	58.63	山災H	
	(南)2, 4, 6～7	55.54	砂防指定地・山災H	
	計	14, 081.04		

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
木 祖 村	1001～1037, 1044～1074, 1077～1214, 1217～1220	7,563.08	水源かん養保安林	
	1038～1043	144.65	土砂流出防備保安林	
	計	7,707.73		
王 滝 村	2001～2293, 2301～2460, 2501～2590, 2592～2654, 2656～2727, 2729～2788, 2790～2822	25,309.88	水源かん養保安林	
	2930	6.92	山災H	
	計	25,316.80		
大 桑 村	1007～1153, 1160～1170, 1174～1239, 1301～1428	16,314.72	水源かん養保安林	
	1001～1006, 1154～1160, 1171～1173, 1240～1247, 1250～1256, 1429～1432	1,074.30	土砂流出防備保安林	
	計	17,389.02		
木 曾 町	257～273, 506～508, 511～518, 520～547, 557～571, 601～609, 630～643, 645, 666～673, 727～760, 801～844, 846～862, 864～875, 877～883	7,310.97	水源かん養保安林	
	507～511, 610～625, 643～644, 646～664, 854～855, 863, 874～878	3,439.48	土砂流出防備保安林	
	726	19.12	土砂崩壊防備保安林	
	556, 572, 722～725	124.81	干害防備保安林	
	885～890	132.75	山災H	
	計	11,027.13		

注 区域欄の( )は、官行造林地名の略を示す。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法  
該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細やかな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木補足式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては流域治水との取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等については、生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛

星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

##### イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

#### (2) その他必要な事項

長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。



#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、関係機関及び地域関係者と連携して、早期発見、早期駆除に努めるものとする。

松くい虫被害については、松くい虫防除対策協議会等を通じ民有林と連携を図り、防除対策を進めることとする。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、木曾谷南部の民有林及び国有林において被害が確認されていることから、民有林と協調し必要な防除対策に取り組むこととする。

##### (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。また、木曾谷森林計画区内の林業被害の多くを占めるツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然防止に努めることとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての普及啓発に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

##### (4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

#### ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生するおそれがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

#### イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓発普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとも

に、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,608	1,544	64	305	296	8	1,304	1,248	56
うち前半5年分	814	781	32	186	181	5	628	601	27

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	12,905
うち前半5年分	6,212

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	419	1,072
うち前半5年分	234	843

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	上松町	下柿沢中腹(上)	0.44 (1)	39	0.44 (1)	③	140, 141
〃	〃	〃	〃	黒石支線・芦島支線	2.50 (1)	97	2.50 (1)	④	301~305
〃	〃	〃	〃	ベロ沢	1.00 (1)	54		⑩	169, 170, 171, 177
				小計	3.94 (3)	190	2.94 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	南木曾町	西山	1.20 (1)	96	1.20 (1)	南②	8~11
〃	〃	〃	〃	中ノ沢	1.00 (1)	63	1.00 (1)	南③	602~605
〃	〃	〃	〃	鍋割沢支線	1.00 (1)	80	1.00 (1)	南④	618~619
				小計	3.20 (3)	238	3.20 (3)		
開設	自動車道	林業専用道	木祖村	奈良の平	2.00 (1)	62	2.00 (1)	⑤	1017, 1018
〃	〃	〃	〃	奥峰沢	1.70 (1)	78	1.70 (1)	⑥	1217~1219
				味噌川枯尾	1.10 (1)	80		⑨	1116, 1117
				小計	4.80 (3)	220	3.70 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	王滝村	赤ゾレ	2.00 (1)	105	2.00 (1)	②	2926~2930
〃	〃	〃	〃	土浦	1.00 (1)	78	1.00 (1)	⑦	2732, 2736, 2737
〃	〃	〃	〃	クロブチ	0.80 (1)	64	0.80 (1)	⑧	2125, 2126
				小計	3.80 (3)	247	3.80 (3)		
開設	自動車道	林業専用道	大桑村	小川殿(野尻向)	1.50 (1)	50	1.50 (1)	南①	1046~1049
				小計	1.50 (1)	50	1.50 (1)		
開設	自動車道	林業専用道	木曾町	中沢	1.75 (1)	72	1.75 (1)	①	705~708
				小計	1.75 (1)	72	1.75 (1)		
				計	18.99 (14)	1,017	16.89 (12)		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備考 (林班)
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	上松町	小川殿	0.04 (2)	0.04 (2)	53ほか
〃	〃	〃	〃	灰沢下柿沢	0.02 (1)	0.02 (1)	29ほか
〃	〃	〃	〃	分渡沢白川	0.02 (1)	0.02 (1)	217ほか
〃	〃	〃	〃	殿灰沢(灰沢)	0.02 (1)	0.02 (1)	31ほか
〃	〃	〃	〃	赤沢(小川入)	0.02 (1)	0.02 (1)	146ほか
〃	〃	〃	〃	下柿沢	0.02 (1)	0.02 (1)	131ほか
〃	〃	〃	〃	ベロ沢	0.02 (1)	0.02 (1)	179ほか
〃	〃	〃	〃	赤ゾレ	0.02 (1)	0.02 (1)	224ほか
〃	〃	〃	〃	中の沢	0.02 (1)	0.02 (1)	217ほか
〃	〃	〃	〃	肥沢	0.02 (1)	0.02 (1)	12ほか
〃	〃	〃	〃	芦島	0.02 (1)	0.02 (1)	316ほか
〃	〃	〃	〃	西股	0.02 (1)	0.02 (1)	184ほか
〃	〃	林業専用道	〃	芦島支線	0.02 (1)	0.02 (1)	310ほか
〃	〃	〃	〃	黒石支線	0.02 (1)	0.02 (1)	672ほか
				小計	0.30 (15)	0.30 (15)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	南木曾町	柿其樽ヶ沢(柿其)	0.02 (1)	0.02 (1)	23ほか
〃	〃	〃	〃	岩倉	0.02 (1)	0.02 (1)	64ほか
〃	〃	〃	〃	浦川上山(与川)	0.02 (1)	0.02 (1)	311ほか
〃	〃	〃	〃	南木曾	0.02 (1)	0.02 (1)	394ほか
〃	〃	〃	〃	南蘭(南蘭)	0.01 (1)	0.01 (1)	652ほか
〃	〃	〃	〃	南蘭(大沢)	0.01 (1)	0.01 (1)	660ほか
〃	〃	〃	〃	南蘭(大迷沢)	0.01 (1)	0.01 (1)	671ほか
〃	〃	〃	〃	南蘭(男たる)	0.01 (1)	0.01 (1)	692ほか
〃	〃	〃	〃	夕森田立(田立)	0.02 (1)	0.02 (1)	2135ほか
〃	〃	〃	〃	マキガ沢	0.01 (1)	0.01 (1)	13ほか
〃	〃	〃	〃	忠兵衛沢	0.01 (1)	0.01 (1)	21ほか
〃	〃	〃	〃	北沢支線	0.01 (1)	0.01 (1)	30ほか
〃	〃	〃	〃	ナメリ沢	0.01 (1)	0.01 (1)	48ほか
〃	〃	〃	〃	柿其本谷	0.01 (1)	0.01 (1)	49ほか
〃	〃	〃	〃	ワラビ沢	0.01 (1)	0.01 (1)	77ほか
〃	〃	〃	〃	ワラビ沢支線	0.01 (1)	0.01 (1)	79ほか
〃	〃	〃	〃	新山沢	0.01 (1)	0.01 (1)	81ほか
〃	〃	〃	〃	タルガ沢	0.01 (1)	0.01 (1)	102ほか
〃	〃	〃	〃	小吹沢	0.01 (1)	0.01 (1)	116ほか
〃	〃	〃	〃	丸山沢	0.01 (1)	0.01 (1)	303ほか

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備考 (林班)
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	南木曾町	小 タ ル 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	319ほか
〃	〃	〃	〃	白 口 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	346ほか
〃	〃	〃	〃	赤 ナ ギ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	363ほか
〃	〃	〃	〃	南 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	404ほか
〃	〃	〃	〃	南 沢 第 2	0.01 (1)	0.01 (1)	402ほか
〃	〃	〃	〃	額 付 本 谷	0.01 (1)	0.01 (1)	526ほか
〃	〃	〃	〃	床 浪	0.01 (1)	0.01 (1)	564ほか
〃	〃	〃	〃	富 貴 畑	0.01 (1)	0.01 (1)	589ほか
〃	〃	〃	〃	中 ノ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	609ほか
〃	〃	〃	〃	鍋 割 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	616ほか
〃	〃	〃	〃	鍋 割 沢 支 線	0.01 (1)	0.01 (1)	617ほか
〃	〃	〃	〃	向 ケ 原	0.01 (1)	0.01 (1)	627ほか
〃	〃	〃	〃	南 沢 本 谷	0.01 (1)	0.01 (1)	647ほか
〃	〃	〃	〃	ク マ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	636ほか
〃	〃	〃	〃	ジ ャ ヌ ケ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	642ほか
〃	〃	〃	〃	賤 母 本 谷	0.01 (1)	0.01 (1)	704ほか
〃	〃	〃	〃	塚 野	0.01 (1)	0.01 (1)	2103ほか
〃	〃	〃	〃	飯 盛	0.01 (1)	0.01 (1)	2115ほか
〃	〃	〃	〃	長 谷 川	0.01 (1)	0.01 (1)	2140ほか
				小計	0.44 (39)	0.44 (39)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	木 祖 村	尾 頭 沢 池 の 沢 連 絡	0.02 (1)	0.02 (1)	1143ほか
〃	〃	〃	〃	塩 沢 藪 原 ( 藪 原 )	0.02 (1)	0.02 (1)	1178ほか
〃	〃	〃	〃	藪 原	0.05 (3)	0.05 (3)	1198ほか
〃	〃	〃	〃	味 噌 川 枯 尾	0.04 (2)	0.04 (2)	1128ほか
〃	〃	〃	〃	笹 川	0.04 (2)	0.04 (2)	1044ほか
〃	〃	〃	〃	塩 沢 藪 原 ( 塩 沢 )	0.04 (2)	0.04 (2)	1214ほか
〃	〃	〃	〃	池 の 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	1163ほか
〃	〃	〃	〃	尾 頭 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	1154ほか
〃	〃	〃	〃	奈 良 の 平	0.02 (1)	0.02 (1)	1021ほか
				小計	0.27 (14)	0.27 (14)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	王 滝 村	白 川 付 知	0.04 (2)	0.04 (2)	2555ほか
〃	〃	〃	〃	瀬 戸 川 高 樽 ( 上 )	0.02 (1)	0.02 (1)	2093ほか
〃	〃	〃	〃	王 滝 三 浦	0.04 (2)	0.04 (2)	2394ほか
〃	〃	〃	〃	瀬 戸 川 高 樽 ( ウ グ イ 川 )	0.02 (1)	0.02 (1)	2247ほか
〃	〃	〃	〃	氷 ケ 瀬 小 俣	0.05 (2)	0.05 (2)	2293ほか

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備考 (林班)
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	王 滝 村	瀬 戸 川 高 樽 ( 下 )	0.04 (2)	0.04 (2)	2009ほか
〃	〃	〃	〃	御 岳 御 厩 野	0.06 (3)	0.06 (3)	2405ほか
〃	〃	〃	〃	鈴 ケ 沢	0.06 (2)	0.06 (2)	2405ほか
〃	〃	〃	〃	ウ グ イ 川 支 線	0.02 (1)	0.02 (1)	2224ほか
〃	〃	〃	〃	土 浦 支 線	0.03 (1)	0.03 (1)	2738ほか
〃	〃	〃	〃	下 黒 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	2323ほか
〃	〃	〃	〃	助 六	0.02 (1)	0.02 (1)	2181ほか
〃	〃	林業専用道	〃	土 浦	0.02 (1)	0.02 (1)	2738ほか
〃	〃	林道	〃	ク ロ ブ チ	0.02 (1)	0.02 (1)	2114ほか
〃	〃	〃	〃	御 岳 滝 越 連 絡	0.02 (1)	0.02 (1)	2322ほか
〃	〃	〃	〃	赤 棚	0.01 (1)	0.01 (1)	2279ほか
〃	〃	〃	〃	上 黒 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	2800ほか
〃	〃	〃	〃	崩 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	2105ほか
〃	〃	〃	〃	水 無	0.01 (1)	0.01 (1)	2585ほか
〃	〃	〃	〃	一 ノ 瀬	0.02 (2)	0.02 (2)	2795ほか
〃	〃	〃	〃	本 谷	0.02 (1)	0.02 (1)	2709ほか
〃	〃	〃	〃	唐 谷	0.02 (1)	0.02 (1)	2715ほか
				小 計	0.60 (30)	0.60 (30)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	大 桑 村	小 川 殿 ( 野 尻 向 )	0.01 (1)	0.01 (1)	1060ほか
〃	〃	〃	〃	小 川 殿 ( 川 戸 沢 )	0.01 (1)	0.01 (1)	1081ほか
〃	〃	〃	〃	阿 寺 タ ツ ガ ヒ ゲ ( 阿 寺 )	0.02 (1)	0.02 (1)	1203ほか
〃	〃	〃	〃	柿 其 樽 ケ 沢 ( 樽 ケ 沢 )	0.02 (1)	0.02 (1)	1213ほか
〃	〃	〃	〃	殿 灰 沢 ( 殿 )	0.01 (1)	0.01 (1)	1024ほか
〃	〃	〃	〃	浦 川 上 山 ( 浦 川 )	0.01 (1)	0.01 (1)	1342ほか
〃	〃	〃	〃	越 百 川	0.01 (1)	0.01 (1)	1347ほか
〃	〃	〃	〃	野 尻 向	0.01 (1)	0.01 (1)	1075ほか
〃	〃	〃	〃	北 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1133ほか
〃	〃	〃	〃	樽 ケ 沢 付 知 又	0.01 (1)	0.01 (1)	1204ほか
〃	〃	〃	〃	西 山	0.01 (1)	0.01 (1)	1231ほか
〃	〃	〃	〃	薬 師	0.01 (1)	0.01 (1)	1006ほか
〃	〃	〃	〃	二 の 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1019ほか
〃	〃	〃	〃	木 賊 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1052ほか
〃	〃	〃	〃	穴 ケ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1309ほか
〃	〃	〃	〃	福 べ 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1313ほか
〃	〃	〃	〃	今 朝 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1398ほか
				小 計	0.19 (17)	0.19 (17)	

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備考 (林班)
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	木 曾 町	末 川 西 野 ( 末 川 )	0.02 (1)	0.02 (1)	586ほか
〃	〃	〃	〃	末 川 西 野 ( 西 野 )	0.02 (2)	0.02 (2)	518ほか
〃	〃	〃	〃	畑 福 皆 沢 ( 畑 福 )	0.02 (1)	0.02 (1)	556ほか
〃	〃	〃	〃	畑 福 皆 沢 ( 皆 沢 )	0.02 (1)	0.02 (1)	586ほか
〃	〃	〃	〃	西 野 川	0.26 (1)	0.26 (1)	828ほか
〃	〃	〃	〃	髭 沢	0.04 (2)	0.04 (2)	524ほか
〃	〃	〃	〃	髭 沢 支 線	0.02 (1)	0.02 (1)	524
〃	〃	〃	〃	唐 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	830ほか
〃	〃	〃	〃	小 幸 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	760ほか
〃	〃	〃	〃	中 沢	0.02 (1)	0.02 (1)	707ほか
〃	〃	〃	〃	黒 石	0.03 (1)	0.03 (1)	665ほか
				小計	0.49 (13)	0.49 (13)	
				計	2.29 (128)	2.29 (128)	



5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	84,904	84,904	
水源涵 <sup>かん</sup> 養のための保安林	74,384	74,384	
災害防備のための保安林	10,271	10,271	
保健、風致のための保安林	2,619	2,619	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵<sup>かん</sup>養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工 地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
上松町	1～28, 29～52, 66～79・122～137, 146～161・198～208, 162～177・193～197, 178～192, 209～225, 301～316, 317～328・358-1, 329～331, 340～346・359-2, 347～357	55	6	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
南木曾町	1～19・57～74, 20～56, , 75～106, 107～119・464, 301～312, 313～321・331～350, 351～364・394～401, 365～393, 402～419, 501～512・709, 513～538・709, 539～567, 568～593, 594～624, 625～658・709, 659～670・709, 671～693, 702～708, 2101～2116-1・2147, 2116-2～2134・2147, 2135～2146	53	17	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
木祖村	1001～1029, 1030～1047, 1048～1074, 1077～1095, 1096～1103, 1104～1123, 1124～1134, 1135～1143, 1144～1162, 1163～1181, 1182～1198, 1199～1214, 1217～1220	82	17	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
王滝村	2001～2013, 2014～2081, 2082～2101, 2105～2244・2292～2293, 2245～2291, 2301～2318, 2319～2342, 2343～2379・2452, 2380～2394, 2395～2402, 2403～2434・2453, 2454～2460, 2501～2552, 2553～2573, 2574～2586, 2587～2594, 2595～2603, 2604～2614, 2615～2623, 2624～2638, 2639～2654, 2656～2720, 2721～2731, 2732～2780, 2788・2790～2799, 2800～2822	148	18	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
大桑村	1001～1006, 1007～1037, 1038～1053, 1054～1068, 1069～1108, 1109～1143, 1144～1194, 1195～1208・1233～1247, 1209～1232, 1249～1256, 1301～1320・1335～1345, 1384～1391・1433, 1392～1398・1403～1405, 1406～1409・1420～1426, 1410～1413, 1414～1419, 1427～1432	15	7	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
木曾町	257～273, 501～519, 520～555, 556～573, 574～586, 601～609, 610～625, 630～656, 657～665, 666～673, 704～708・714・715, 718～726, 727～731, 732～739, 740～749, 750～760, 833～844・846～860・891・892	56	16	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
計		409	81		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

## 第6 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区域		
水源かん養保安林	上松町	29～56, 73～79, 122～210, 238～256, 301～316	4,269.04	別紙のとおり
水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		358-1	64.64	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		317～328, 358-1	575.54	
水源かん養保安林 保健保安林		53～55, 80～122, 131～135, 137～138, 143～146, 208～210	1,205.99	
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域		358-1	22.53	
土砂流出防備保安林		4～16, 332～342, 345, 353～357	1,020.89	
土砂流出防備保安林 国定公園第1種特別地域		359-1～359-2	36.58	
土砂流出防備保安林 国定公園第2種特別地域		331～334, 358-2, 359-1	475.51	
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		329～331, 337～338, 341～344, 346～352, 358-2, 359-1～359-2	1,396.58	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域		358-2	335.70	
保健保安林		55, 61～62, 65～70, 72～73, 208	30.65	
風致保安林		23～25, 27	79.08	
風致保安林 国定公園第1種特別地域		21～22, 26	19.21	
風致保安林 国定公園第2種特別地域		21～22, 26	59.59	
国定公園第1種特別地域		358-2	0.30	
国定公園第2種特別地域		332～333	0.07	
国定公園第3種特別地域		319, 321～322, 330	1.40	
水源かん養保安林	南木曾町	1～106, 301～325, 329～334, 339～375, 378～423, 507～564, 566～572, 590～592, 599～676, 680～693, 2101～2116-1, 2125～2129	10,185.77	
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		92, 2117～2118, 2120～2121, 2125～2126-2	31.38	
水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		92, 94, 327～328, 335～336, 2117～2118, 2126-1～2126-2	76.30	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域	南木曾町	326～328, 335～338, 376～380, 386, 565, 573～589, 593～598, 2116-2, 2119～2124, 2126-2	1,157.24	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 県自然環境保全地域特別地区		514～518	35.07	
水源かん養保安林 砂防指定地		313, 345, 349, 352, 401～402, 538～540	5.87	
水源かん養保安林 重要伝統的建造物群保存地区 郷土環境保全地域		501～506, 677～680, 690～693	310.63	
土砂流出防備保安林		107～119, 424～463, 702～708, 1247, 2130～2146	2,013.38	
土砂流出防備保安林 県自然環境保全地域特別地区		426～428, 431, 433～434	121.12	
土砂流出防備保安林 保健保安林		702, 707	30.11	
郷土環境保全地域 重要伝統的建造物群保存地区		506, 691, 693	0.60	
砂防指定地		313, (南)2, 4, 6～7	55.55	
国定公園第3種特別地域		573～575, 594～595, 2116-2, 2121～2124, (南)5	32.31	
水源かん養保安林		木 祖 村	1001～1037, 1044～1074, 1077～1214, 1217～1220	
土砂流出防備保安林	1038～1043		144.65	
水源かん養保安林	王 滝 村	2001～2293, 2301～2329, 2332～2352, 2354～2359, 2361～2426, 2430～2436, 2439, 2441～2444, 2447～2451, 2454～2460, 2501～2590, 2592～2654, 2656～2687, 2689～2727, 2729～2788, 2790～2822	23,372.05	
水源かん養保安林 県立自然公園第1種特別地域		2330, 2452～2453, 2688, 2697, 2760	644.99	
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域		2330～2331, 2353, 2360, 2362, 2447～2448, 2452, 2688	780.14	
水源かん養保安林 砂防指定地		2344	5.98	
水源かん養保安林 保健保安林		2427～2430, 2437～2438, 2440, 2445～2447	365.55	
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第1種特別地域		2453	30.77	
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第2種特別地域		2437～2438, 2445～2448, 2453	110.40	
県立自然公園第1種特別地域		2453	0.29	
県立自然公園第2種特別地域		2437～2438, 2445～2449, 2453	7.06	

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林	大 桑 村	1007～1153, 1160～1170, 1174～1239, 1301～1320, 1335～1360, 1367～1368, 1371～1372, 1374～1375, 1378～1394, 1398, 1400～1411, 1413～1417, 1419～1428	10,187.16	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		1369～1370, 1400, 1412, 1418	820.87	
水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		1322～1325, 1328～1330, 1362～1365, 1368～1370, 1399～1400, 1412, 1418	1,527.55	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		1321～1334, 1336, 1339, 1355～1356, 1360～1373, 1376～1377, 1386～1387, 1393～1397, 1399～1402, 1408, 1410～1412, 1414～1418	3,779.14	
土砂流出防備保安林		1001～1006, 1154～1160, 1171～1173, 1240～1247, 1250～1256, 1429～1432	1,074.30	
国定公園第3種特別地域		1418	0.23	
水源かん養保安林	木 曾 町	257～273, 506～508, 511～518, 520～547, 557～571, 601～609, 630～639, 641～642, 645, 666～673, 727～760, 801～831, 833～844, 846～862, 864～875, 877～883	6,585.36	
水源かん養保安林 県立自然公園第1種特別地域		832	138.27	
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域		824, 827～828, 830～832, 837, 855, 857～859, 861～862	234.20	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		640～643, 645	304.34	
水源かん養保安林 特別母樹林		866～867, 872～873	48.80	
土砂流出防備保安林		507～511, 610～625, 646, 653～656, 658～659, 661, 663～664, 854～855, 874～878	1,184.11	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第1種特別地域		863	389.48	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第2種特別地域		863, 876	327.53	
土砂流出防備保安林 国定公園第1種特別地域		644, 649	21.54	
土砂流出防備保安林 国定公園第2種特別地域		644, 648～658	364.93	
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		643～644, 646～657, 660, 662, 664	891.32	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域		650～654	260.57	
干害防備保安林		556, 572	66.80	
干害防備保安林 保健保安林		722～725	58.01	
土砂崩壊防備保安林 保健保安林		726	19.12	
国定公園第2種特別地域		654	0.14	
県立自然公園第1種特別地域		863	2.23	
県立自然公園第2種特別地域		827～828, 859, 861, 863	0.86	

注1 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。

2 区域欄の( )は、官行造林地名の略称を示す。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
なだれ防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については長野県立自然公園条例等による。



(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあっては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去</li> <li>2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬</li> <li>3 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為</li> <li>4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為</li> <li>5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄</li> <li>6 樹根又は草根の採取</li> <li>7 牛馬その他の家畜の放牧</li> </ol>	<p>詳細は、長野県砂防指定地管理条例（平成14年12月26日条例第57号）による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1～4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒木または枯死木を伐採する場合</li> <li>2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合</li> <li>3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合</li> <li>4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合</li> </ol>	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>

## 2 その他必要な事項

### (1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民や NPO 法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

### (2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月に施行され、木材の利用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、地域で生産される木材のブランド化及び需要動向に応じた木材の安定供給体制を構築していくため、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

### (3) 御嶽山の火山防災

平成26年9月27日に噴火した御嶽山の火山防災に関し、御嶽山火山防災協議会において関係機関と平常時から情報の共有を図るとともに、治山事業等により火山防災対策に努めることとする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		89,021.38		
市 町 村 別 内 訳	上松町	1～225, 238～256, 301～359-2	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。	
	南木曾町	1～119, 301～463, 501～693, 702～708, 1247, 2101～2146		14,148.86
	木祖村	1001～1074, 1077～1214, 1217～1220		7,828.32
	王滝村	2001～2293, 2301～2460, 2501～2590, 2592～2654, 2656～2727, 2729～2788, 2790～2822, 2926～2937		25,887.28
	大桑村	1001～1247, 1250～1256, 1301～1432		17,570.67
	木曾町	257～273, 501～586, 601～625, 630～673, 704～715, 718～760, 801～844, 846～892		12,770.38

注 森林の区域は林班により表示。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		36,216.53		
市 町 村 別 内 訳	上松町	3～16, 21～27, 62, 81, 84, 91, 98, 209, 251～256, 317～357, 358-2～359-2	4,069.64	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	南木曾町	1, 4～9, 12, 73～82, 99, 106～119, 301～310, 313, 315～349, 352, 354～372, 375, 378～381, 386～387, 389～391, 401～402, 409～414, 424～463, 501～594, 596～608, 622～623, 625～627, 629, 658～662, 667～693, 702～708, 1247, 2102～2113, 2116-1～2146	8,622.14	
	木祖村	1003～1004, 1007～1010, 1013～1016, 1019～1020, 1024～1028, 1032～1047, 1056～1060, 1063, 1066～1067, 1088～1092, 1108～1111, 1114, 1116～1121, 1125～1133, 1136～1140, 1146～1152, 1155～1157, 1171	1,859.14	
	王滝村	2082～2089, 2094～2095, 2100～2104, 2230～2243, 2319～2326, 2334～2351, 2355～2379, 2405～2407, 2419～2420, 2452, 2521～2523, 2527～2529, 2531, 2537～2541, 2566, 2576, 2580～2583, 2599～2600, 2800～2803, 2809, 2812～2822	3,663.59	
	大桑村	1001～1006, 1054～1058, 1066～1071, 1073, 1154～1183, 1185, 1238～1247, 1250～1256, 1301～1362, 1364～1432	12,149.74	
	木曾町	264～267, 507～511, 535, 537～552, 556, 560～570, 572, 575, 606～607, 610～625, 630～664, 724～726, 819～822, 824, 830～831, 836～838, 854～855, 859, 861～881, 884～889	5,852.28	

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		18,769.86		
市 町 村 別 内 訳	上松町	21~22, 53~55, 61~62, 65~70, 72~73, 78~122, 131~135, 137~138, 143~146, 208~210, 358-1~359-2	3,126.60	施業方法については、 Ⅱ-第3-4(1)イ のとおり。
	南木曾町	60~61, 92, 94, 326~328, 335~338, 376~380, 386, 424~435, 513~524, 594~596, 702, 707, 2116-2~2118, 2120~2122, 2125, 2126-1~2126-2	1,252.83	
	木祖村	1030~1031, 1133, 1136, 1217~1218	220.27	
	王滝村	2025~2034, 2037~2041, 2044~2045, 2055~2056, 2137~2140, 2201~2202, 2209~2210, 2212~2214, 2221, 2316~2317, 2319~2320, 2326~2334, 2342~2343, 2352~2354, 2423, 2426~2430, 2435~2441, 2444~2449, 2452~2453, 2501, 2552, 2555, 2680~2702, 2720, 2742, 2745~2747, 2750~2751, 2753, 2757~2765, 2774~2777, 2804~2808, 2810~2811	4,564.50	
	大桑村	1069~1071, 1073, 1083~1086, 1090~1093, 1096~1097, 1101~1102, 1204~1208, 1232~1235, 1238~1240, 1242~1245, 1321~1334, 1360~1370, 1373, 1376~1377, 1395~1397, 1399~1400, 1411~1412, 1418	5,956.89	
	木曾町	261, 585, 634~644, 647~655, 722~726, 801~818, 825~829, 832, 839, 843, 849~850, 853~854, 856~858, 863, 866~867, 872~873, 876~877, 879~880	3,648.77	

注 森林の区域は林班により表示。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数			16,801.25
市町 村 別 内 訳	上松町	ニホンジカ 29, 34~52, 55~82, 98~99, 115~116, 120~157, 161~162, 173~175, 197~205	3,040.41
	南木曾町	ニホンジカ 50, 53, 301~326, 330~331, 342~356, 359~360, 401~402, 419, 630~634, 639~674, 680~692, 2104~2108, 2110~2112-2, 2119	2,909.83
	木祖村	ニホンジカ 1017~1018, 1021~1022, 1029~1033, 1037~1039, 1042~1045, 1048~1051, 1064~1065, 1067~1074, 1077~1087, 1093~1097	1,291.11
	王滝村	ニホンジカ 2001~2004, 2161, 2163~2164, 2384, 2387~2406, 2408~2409, 2415~2416, 2424~2425, 2432~2434, 2442, 2451, 2520~2523, 2527~2529, 2538~2541, 2566~2567, 2576, 2579~2582, 2599~2601, 2605~2613, 2823	2,508.53
	大桑村	ニホンジカ 1007, 1009, 1010~1034, 1092~1118, 1123~1145, 1193~1207, 1209~1211, 1250, 1255~1256, 1301~1321, 1335, 1337~1338, 1340~1345, 1349~1351	3,880.57
	木曾町	ニホンジカ 504~540, 542~562, 571~573, 601~609, 611, 727~731, 740~749, 752~755	3,170.80

注1 森林の区域は林班により表示。

2 面積は、附帯地等を含む。

# (附) 参 考 资 料



## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森 林 面 積						森林比率 ②/①× 100	
		総数 ②	国有林（林野庁所管）			その他 国有林	民有林		
			計	国有林	官行造林				
総 数	154,617	144,408	89,134	89,023	111	-	55,274	93	
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	16,842	16,083	10,816	10,816	-	-	5,267	95
	南木曾町	21,593	20,297	14,260	14,149	111	-	6,037	94
	木 曾 町	47,603	43,011	12,770	12,770	-	-	30,241	90
	木 祖 村	14,050	12,804	7,830	7,830	-	-	4,974	91
	王 滝 村	31,082	29,752	25,887	25,887	-	-	3,865	96
	大 桑 村	23,447	22,461	17,571	17,571	-	-	4,891	96

注 1 区域面積、その他国有林及び民有林面積は、「長野県民有林の現況（令和2年）」による。

2 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

### (2) 地況

#### ア 気候

観測地	気温（℃）			年間降水量 量(mm)	最深積雪 (cm)
	最高	最低	年平均		
木曾福島	36.1	-14.6	11.4	2,052	-
開田高原	32.2	-21.0	7.9	2,322	71
御嶽山	-	-	-	4,073	-
須原	-	-	-	2,256	-
南木曾	35.7	-12.8	11.9	2,513	-

注 「国土交通省 気象庁」気象データ（2016年～2020年）による。

#### イ 地勢

本文「I計画の大綱」に記述のとおり

#### ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	154,615	144,408	2,519	1,254	1,265	7,690	
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	16,842	16,083	261	119	142	499
	南木曾町	21,593	20,297	338	224	114	958
	木 曾 町	47,603	43,011	1,289	628	661	3,303
	木 祖 村	14,050	12,804	318	123	196	928
	王 滝 村	31,082	29,752	61	32	29	1,269
	大 桑 村	23,447	22,461	252	129	123	734

注1 総数、農地面積は、「長野県統計書（平成30年）」による。

2 森林面積は、当参考資料の（1）市町村別土地面積及び森林面積による。

3 その他は、総数から森林、農地面積を差し引いた面積。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分		農業産出額 (千万円)	製造品出荷額等 (従業員 4人以上) (千万円)	年間商品販売額 (千万円)
総 数		171	6,212	2,926
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	15	1,481	650
	南 木 曾 町	21	701	245
	木 曾 町	80	564	1,571
	木 祖 村	33	x	141
	王 滝 村	5	x	30
	大 桑 村	17	3,465	289

- 注1 農業産出額については、「令和元年市町村別農業産出額（推計）」による。  
 注2 製造品出荷額については、「2020年工業統計調査」による。「x」は非公表。  
 注3 年間商品販売額については、「平成28年経済センサス-活動調査」による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
計画区総数	14,496	1,198	790	394	14	4,249	8,972	
市町村別内訳	上松町	2,303	173	71	101	1	710	1,418
	南木曾町	2,266	210	134	69	7	796	1,252
	木曾町	6,107	496	366	125	5	1,352	4,215
	木祖村	1,482	118	84	33	1	469	882
	王滝村	440	49	18	31	-	67	323
	大桑村	1,898	152	117	35	-	855	882

注1 「平成27年国勢調査」による。

2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

森林計画区：068 木曽谷

### 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	89,133.95	20,042	124	129.40	5		259.70	23		716.35	13		1,001.24	44	
総数	80,582.31	20,041	124	129.40	5		259.70	23		716.35	13		1,001.24	44	
針	70,849.18	17,789	112	118.71	5		170.84	9		531.79	13		916.96	43	
広	9,733.13	2,253	12	10.69			88.86	14		184.56			84.28	1	
総数	36,014.33	8,444	114	102.04	4		127.15			431.40	11		923.06	40	
針	35,340.65	8,118	109	101.32	4		120.84			396.39	11		844.76	40	
広	673.68	327	5	0.72			6.31			35.01			78.30	1	
総数	35,020.43	8,204	110	74.95	4		99.31			338.69	10		799.50	39	
針	34,353.52	7,880	105	74.23	4		93.59			306.73	10		723.00	38	
広	666.91	324	5	0.72			5.72			31.96			76.50	1	
育	(993.90)														
成	(41.45)														
層	993.90	240	4	27.09	1		27.84			92.71			123.56	1	
成	987.13	238	4	27.09	1		27.25			89.66			121.76	1	
林	6.77	2					0.59			3.05			1.80		
総数	44,567.98	11,597	10	27.36			132.55	23		284.95	3		78.18	4	
針	35,508.53	9,671	3	17.39			50.00	9		135.40	3		72.20	4	
広	9,059.45	1,926	6	9.97			82.55	14		149.55			5.98		
育	3.80	1													
成	3.42	1													
層	0.38														
成	1,361.84	266	3	21.22			105.72	18		242.85	3		76.76	4	
層	795.38	192	2	11.25			24.36	4		124.85	3		72.20	4	
林	566.46	74	1	9.97			81.36	14		118.00			4.56		
天然	43,202.34	11,331	7	6.14			26.83	5		42.10			1.42		
生	34,709.73	9,479	2	6.14			25.64	5		10.55					
竹	8,492.61	1,852	5	1.19			1.19			31.55			1.42		
無立木地	8,551.64	1													

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成層林の上、中層木の面積で外書。

# 齡級別森林資源表

森林計画区：068 木曾谷

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1,161.25	70	5	1,631.09	131	7	2,171.90	218	9	2,516.71	367	11	2,098.78	332	8
総数	1,161.25	70	5	1,631.09	131	7	2,171.90	218	9	2,516.71	367	11	2,098.78	332	8
針	1,069.01	67	5	1,541.96	125	6	2,086.24	211	8	2,414.17	350	11	1,989.01	319	8
広	92.24	4	4	89.13	6	6	85.66	7	7	102.54	16	1	109.77	13	8
総数	1,084.99	66	4	1,545.54	125	6	2,026.20	207	8	2,445.75	360	11	1,999.28	323	8
針	1,016.78	63	4	1,515.54	123	6	2,001.03	205	8	2,380.07	347	11	1,958.78	315	8
広	68.21	3	3	30.00	2	2	25.17	2	2	65.68	13	1	40.50	7	8
総数	766.86	54	3	1,233.95	107	5	1,937.49	200	8	2,441.48	359	11	1,999.28	323	8
針	699.98	51	3	1,203.95	105	5	1,912.32	198	8	2,375.80	346	11	1,958.78	315	8
広	66.88	3	3	30.00	2	2	25.17	2	2	65.68	13	1	40.50	7	8
育層				(8.27)			(30.71)			(2.47)					
成層	318.13	12	1	311.59	18	1	88.71	7	1	4.27	1				
林	316.80	12	1	311.59	18	1	88.71	7	1	4.27	1				
立木地	1.33														
総数	76.26	4	4	85.55	6	6	145.70	11	1	70.96	7		99.50	9	
針	52.23	3	3	26.42	3	3	85.21	6	6	34.10	3		30.23	3	
広	24.03	1	1	59.13	4	4	60.49	4	4	36.86	4		69.27	5	
総数	3.80														
針	3.42														
広	0.38														
総数	61.90	3	3	68.80	5	5	122.41	9	9	39.55	5		27.38	3	
針	41.71	2	2	22.27	2	2	76.12	5	5	19.86	2		11.38	1	
広	20.19	1	1	46.53	3	3	46.29	3	3	19.69	2		16.00	1	
総数	10.56	1	1	16.75	1	1	23.29	2	2	31.41	2		72.12	6	
針	7.10			4.15	1	1	9.09	1	1	14.24	1		18.85	2	
広	3.46			12.60	1	1	14.20	1	1	17.17	1		53.27	4	
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成層林の上、中層木の面積で外書。

# 齡級別森林資源表

森林計画区： 068 木曾谷

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	3,098.60	609	12	4,907.77	996	17	3,509.04	848	11	2,743.23	712	8	2,021.88	547	6
総数	3,098.60	609	12	4,907.77	996	17	3,509.04	848	11	2,743.23	712	8	2,021.88	547	6
針	2,865.15	568	11	3,877.67	848	13	3,077.52	766	9	2,636.49	689	8	1,927.30	523	6
広	233.45	41	1	1,030.10	148	4	431.52	81	2	106.74	23		94.58	24	
総数	2,890.48	587	11	3,796.29	867	13	3,091.48	780	9	2,616.81	692	8	1,931.73	528	6
針	2,810.26	560	11	3,723.08	828	12	3,043.94	758	9	2,602.69	682	8	1,906.50	517	5
広	80.22	27	1	73.21	39	1	47.54	22		14.12	10		25.23	10	
人工林	2,890.48	587	11	3,796.29	867	13	3,091.48	780	9	2,616.81	692	8	1,931.73	528	6
針	2,810.26	560	11	3,723.08	828	12	3,043.94	758	9	2,602.69	682	8	1,906.50	517	5
広	80.22	27	1	73.21	39	1	47.54	22		14.12	10		25.23	10	
育															
成															
林															
総数	208.12	22	1	1,111.48	129	3	417.56	68	1	126.42	20		90.15	19	
針	54.89	8		154.59	20		33.58	8		33.80	7		20.80	5	
広	153.23	14		956.89	109	3	383.98	59	1	92.62	13		69.35	14	
育															
成															
林															
総数	74.03	9		101.73	16		6.11	1		5.37	2		32.09	10	
針	27.32	4		54.56	5		2.50	1		5.30	2		14.86	4	
広	46.71	4		47.17	11		3.61	1		0.07			17.23	6	
天然	134.09	13		1,009.75	113	3	411.45	66	1	121.05	18		58.06	9	
生	27.57	4		100.03	15		31.08	8		28.50	5		5.94	1	
育	106.52	9		909.72	98	3	380.37	59	1	92.55	13		52.12	8	
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成層林の上、中層木の面積で外書。

# 齡級別森林資源表

森林計画区： 068 木曾谷

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	1.5 齡級			1.6 齡級			1.7 齡級			1.8 齡級			1.9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總數	705.47	210	2	713.02	192	2	1,051.17	296	3	1,913.15	605	5	2,012.73	708	5
總數	705.47	210	2	713.02	192	2	1,051.17	296	3	1,913.15	605	5	2,012.73	708	5
針	673.36	195	2	574.18	159	1	952.28	251	2	1,808.41	532	4	1,982.41	673	5
広	32.11	16		138.84	33		98.89	46		104.74	72	1	30.32	35	
總數	654.91	200	2	508.62	157	1	934.75	274	2	1,759.05	561	4	1,996.67	705	5
針	649.51	190	2	501.42	147	1	930.07	247	2	1,757.01	520	4	1,973.18	671	5
広	5.40	11		7.20	10		4.68	26		2.04	42		23.49	33	
育單層成林	654.91	199	2	508.62	155	1	934.75	274	2	1,759.05	559	4	1,996.67	689	5
針	649.51	188	2	501.42	146	1	930.07	247	2	1,757.01	517	4	1,973.18	655	4
広	5.40	11		7.20	9		4.68	26		2.04	42		23.49	33	
	(8.60)			(7.49)						(9.70)			(66.78)		
育復層成林		1			2						3			16	
針		1			1						2			16	
広					1										
總數	50.56	10		204.40	35		116.42	23		154.10	43		16.06	3	
針	23.85	5		72.76	12		22.21	3		51.40	13		9.23	1	
広	26.71	5		131.64	23		94.21	19		102.70	31		6.83	1	
育單層成林															
針															
広															
育復層成林	1.08			16.12	2		41.69	4					0.76		
針	1.08			6.91	1		9.17	1							
広				9.21	1		32.52	3					0.76		
天然林	49.48	10		188.28	33		74.73	19		154.10	43		15.30	3	
針	22.77	5		65.85	11		13.04	3		51.40	13		9.23	1	
広	26.71	5		122.43	22		61.69	16		102.70	31		6.07	1	
竹林															
無立木地															

立木地

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。



# 齡級別森林資源表

森林計画区： 068 木曾谷

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	20 齡級			21 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	2,001.71	690	4	44,218.12	12,426	7
総数	2,001.71	690	4	44,218.12	12,426	7
針	1,963.60	664	4	37,672.12	10,778	6
広	38.11	26		6,546.00	1,648	
総数	1,988.95	688	4	3,159.18	1,269	6
針	1,962.35	664	4	3,145.13	1,224	6
広	26.60	23		14.05	45	
育単層成林	1,988.95	688	4	3,159.18	1,110	5
針	1,962.35	645	4	3,145.13	1,067	5
広	26.60	23		14.05	44	
	(84.60)			(816.73)		
育復層成林		20			159	1
針		19			158	1
広					1	
総数	12.76	3		41,058.94	11,157	
針	1.25			34,526.99	9,554	
広	11.51	2		6,531.95	1,603	
育単層成林					1	
針						
広						
育復層成林	0.75			315.52	172	
針				269.68	149	
広	0.75			45.84	23	
天然生	12.01	2		40,743.42	10,984	
針	1.25			34,257.31	9,404	
広	10.76	2		6,486.11	1,580	
竹林						
無立木地						

立木地

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。



(3) 市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

森林計画区：068 木曽谷

(面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>/年)

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				計	
		育成層林		計		育成層林		計		伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地	計					
		育成単層林	育成複層林	計	計	育成単層林	育成複層林	計	計										
上松町	面積	針	4,185.92	452.09	4,638.01	3.42	76.14	4,116.60	4,196.16										
		広	18.71	2.39	21.10	0.38	19.00	932.75	952.13										
	材積	針	4,204.63	454.48	4,659.11	3.80	95.14	5,049.35	5,148.29				1,003.27						
		広	1,013.292	101.150	1,114.442	700	14,884	1,173.692	1,189,276										
	成長量	針	1,025.491	102.178	1,127.669	794	18,785	1,371.462	1,391,041										
広		14,082.1	1,838.4	15,920.5	14.5	256.8	274.2	545.5											
南木曽町	面積	針	14,179.6	3.2	100.7	0.9	64.9	578.2	644.0										
		広	6,936.45	141.40	7,077.85	15.4	321.7	852.4	1,189.5										
	材積	針	7,217.13	141.40	7,358.53		22.77	1,062.27	1,085.04										
		広	1,817.112	36.182	1,853.294		13.976	1,289.647	1,303.623										
	成長量	針	1,964.564	37.225	2,001.789		18.088	1,525.686	1,543.774										
広		25,520.7	651.3	26,172.0		124.3	237.8	362.1											
木相村	面積	針	2,387.9	11.4	2,399.3		57.1	848.0	905.1										
		広	27,908.6	662.7	28,571.3		181.4	1,085.8	1,267.2										
	材積	針	4,202.28	46.85	4,249.13		8.38	2,312.91	2,321.29										
		広	25.31	49.90	4,277.49		34.44	924.56	959.00										
	成長量	針	917.640	9.922	927.562		42.82	3,237.47	3,280.29										
広		21,930	21,930	21,930		1,297	514.871	516.168											
王滝村	面積	針	939.570	9.922	949.492		4,237	720.834	725.071										
		広	9,751.0	228.1	9,979.1		27.0	51.1	78.1										
	材積	針	250.0	250.0	250.0		83.3	283.3	366.6										
		広	10,046.42	228.1	10,229.1		110.3	334.4	444.7										
	成長量	針	224.28	224.28	224.28		461.52	9,990.72	10,452.24										
広		10,270.70	10,270.70	10,270.70		241.52	2,406.63	2,648.15											
大桑村	面積	針	1,848.592	1,848.592	1,848.592		115.948	3,283.070	3,399.018										
		広	71.411	71.411	71.411		17.099	542.942	560.041										
	材積	針	1,920.003	1,920.003	1,920.003		133.047	3,826.012	3,959.059										
		広	27,674.8	27,674.8	27,674.8		565.5	434.4	999.9										
	成長量	針	1,308.8	1,308.8	1,308.8		145.8	2,113.5	2,259.3										
広		28,983.6	28,983.6	28,983.6		711.3	2,547.9	3,259.2											
大桑村	面積	針	5,033.25	323.30	5,356.55		100.06	7,824.84	7,924.90										
		広	39.67	1.33	41.00		163.32	1,850.66	2,013.98										
	材積	針	5,072.92	324.63	5,397.55		263.38	9,675.50	9,938.88										
		広	1,261.997	84.448	1,346.445		23,944	1,814.274	1,838.218										
	成長量	針	49,466	28	49,494		31,971	378.375	410.346										
広		1,311.463	84.476	1,395.939		55,915	2,192.649	2,248.564											
大桑村	面積	針	16,885.8	1,580.9	18,466.7		234.7	285.8	520.5										
		広	703.4	2.0	705.4		437.6	1,073.6	1,511.2										
	材積	針	17,589.2	1,582.9	19,172.1		672.3	1,359.4	2,031.7										
		広																	
	成長量	針																	
広																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

# 市町村別森林資源表

森林計画区：068 木曽谷 (面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等				計											
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地		改訂地	林地以外の地	計								
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計																			
木曽町	面積	針	3,949.20	23.49	3,972.69	99.29	5,895.82	5,995.11																			
		広	78.26		78.26	85.41	1,315.74	1,401.15																			
	計	4,027.46	23.49	4,050.95	184.70	7,211.56	7,396.26																				
	材積	針	1,020,945	6,225	1,027,170	21,534	1,403,243	1,424,777																			
		広	21,941	66	22,007	14,123	290,957	305,080																			
	計	1,042,886	6,291	1,049,177	35,657	1,694,200	1,729,857																				
成長量	針	10,962.6	67.1	11,029.7	383.3	217.2	600.5																				
	広	373.7	0.3	374.0	312.7	462.1	774.8																				
計	11,336.3	67.4	11,403.7	696.0	679.3	1,375.3																					
	面積	針																									
		広																									
	計																										
	材積	針																									
		広																									
	計																										
成長量	針																										
	広																										
計																											
森林計画計	面積	針	34,353.52	987.13	35,340.65	3.42	795.38	34,709.73	35,508.53																		
		広	666.91	6.77	673.68	0.38	566.46	8,492.61	9,059.45																		
	計	35,020.43	993.90	36,014.33	3.80	1,361.84	43,202.34	44,567.98																			
	材積	針	7,879,578	237,927	8,117,505	700	191,583	9,478,797	9,671,080																		
		広	324,399	2,165	326,564	94	74,146	1,926,046	1,926,286																		
	計	8,203,977	240,092	8,444,069	794	265,729	11,330,843	11,597,366																			
成長量	針	104,877.0	4,365.8	109,242.8	14.5	1,591.6	1,500.5	3,106.6																			
	広	5,121.3	16.9	5,138.2	0.9	1,101.4	5,358.7	6,461.0																			
計	109,998.3	4,382.7	114,381.0	15.4	2,693.0	6,859.2	9,567.6																				

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳		
			上松町	南木曾町	木祖村
保 安 林	水源かん養保安林	74,438.65	6,137.74	11,802.26	7,563.08
	土砂流出防備保安林	10,088.30	3,265.26	2,164.61	144.65
	土砂崩壊防備保安林	19.12			
	干害防備保安林	124.81			
	保健保安林	(2,438.75) 30.65	(1,564.22) 30.65	(30.11)	
	風致保安林	157.88	157.88		
	計	(2,438.75) 84,859.41	(1,564.22) 9,591.53	(30.11) 13,966.87	7,707.73
砂防指定地	(11.85) 55.55		(5.87) 55.55		
国 定 公 園	特別保護地区				
	第1種特別地域	(1,548.38) 0.30	(414.02) 0.30	(31.38)	
	第2種特別地域	(2,568.52) 0.21	(599.74) 0.07	(76.30)	
	第3種特別地域	(8,104.16) 33.94	(1,972.12) 1.40	(1,157.24) 32.31	
	計	(12,221.06) 34.45	(2,985.88) 1.77	(1,264.92) 32.31	
県 立 自 然 公 園	第1種特別地域	(1,203.51) 2.52			
	第2種特別地域	(1,452.27) 7.92			
	第3種特別地域				
	計	(2,655.78) 10.44			
都道府県自然環境 保全地域特別地区	(156.19)		(156.19)		
特別母樹林	(48.80)				
その他	(636.80) 0.60		(636.80) 0.60		
合 計	(18,169.23) 84,960.45	(4,550.10) 9,593.30	(2,093.89) 14,055.33	7,707.73	

注 上記の制限林と重複する面積は、( )外書きで、合計面積は延面積である。

単位 面積：ha

区 分		市 町 村 別 内 訳		
		王滝村	大桑村	木曾町
保 安 林	水源かん養保安林	25,309.88	16,314.72	7,310.97
	土砂流出防備保安林		1,074.30	3,439.48
	土砂崩壊防備保安林			19.12
	干害防備保安林			124.81
	保健保安林	(506.72)		(337.70)
	風致保安林			
	計	(506.72) 25,309.88		(337.70) 10,894.38
砂防指定地		(5.98)		
国 定 公 園	特別保護地区			
	第1種特別地域		(820.87)	(282.11)
	第2種特別地域		(1,527.55)	(364.93) 0.14
	第3種特別地域		(3,779.14) 0.23	(1,195.66)
	計		(6,127.56) 0.23	(1,842.70) 0.14
県立 自然 公園	第1種特別地域	(675.76) 0.29		(527.75) 2.23
	第2種特別地域	(890.54) 7.06		(561.73) 0.86
	第3種特別地域			
	計	(1,566.30) 7.35		(1,089.48) 3.09
都道府県自然環境 保全地域特別地区				
特別母樹林				(48.80)
その他				
合 計		(2,079.00) 25,317.23	(6,127.56) 17,389.25	(3,318.68) 10,897.61

## (5) 樹種別材積表

単位 材積：m<sup>3</sup>

樹種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の土地	総数
針葉樹	スギ	194,347	2	—	—	194,349
	ヒノキ	5,385,577	3,314,309	205	—	8,700,091
	サワラ	305,716	1,755,224	286	—	2,061,226
	ヒバ	47,725	146,657	—	—	194,382
	カラマツ	2,065,018	19,025	—	—	2,084,043
	アカマツ	18,401	14,699	—	—	33,100
	トドマツ	877	—	—	—	877
	モミ	72,433	560,843	41	—	633,317
	ツガ類	1,314	1,866,836	—	—	1,868,150
	他針葉樹	26,097	1,993,485	—	—	2,019,582
	計	8,117,505	9,671,080	532	—	17,789,117
広葉樹	ブナ	63	5,462	—	—	5,525
	ナラ類	6,568	108,177	—	—	114,745
	カンバ類	25,619	393,815	—	—	419,434
	カエデ類	—	34	—	—	34
	他広葉樹	294,314	1,418,798	287	—	1,713,399
	計	326,564	1,926,286	287	—	2,253,137
総数		8,444,069	11,597,366	819	—	20,042,254

(6) 荒廢地等の面積

単位 面積 : ha

区 分		崩壊地・荒廢地		荒廢危険地
		所在地 (林小班)	面積	面積
総 数			1,077.09	3,452.98
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	315イ, 316イ, 319イ, 331イ, 355イ, 358-2口	39.36	317.60
	南木曾町	14イ, 84イ, 口, 85イ, 90イ, 315イ, 317イ, 319イ, 321イ, 325イ, 330イ, 331イ, 332イ, 334イ, 口, ハ, ニ, 339イ, 343イ, 口, 366イ, 口, 367イ, 368イ, 390イ, 口, 391イ, 398イ, 399イ, 口, 410イ, 411イ, 422イ, 459ハ, 502イ, 503イ, 510イ, 563イ, 564イ, 566イ, 568イ, 569イ, 572イ, 口, 573イ, 602イ, 605イ, 口, 609イ, 口, 629イ, 633イ, 650イ, 651イ, 659イ, 661イ, 口, 667イ, 668イ, 口, 670イ, 671イ, 2140イ, 2141イ, 2142イ, (南)5イ	128.43	793.17
	木 祖 村	1038イ, 1043イ, 1093ハ, 1102イ, 口, ハ, ニ, ホ, ト, 1103イ, 口, 1114イ, 1124イ, 1128イ, 1133イ, 1135イ, 1137イ, 1139イ, 1142イ, 1161イ, 1191イ, 1199イ, 1213イ	25.66	255.30
	王 滝 村	2011イ, 口2101イ, 2113イ, 2125口, 2135イ, 2136イ, 2229イ, 2230イ, 2231イ, 2236イ, 口, 2239イ, 2240口, 2250イ, 2254イ, 2257イ, 2301イ, 2303イ, ハ, 2311イ, 2312イ, 2315イ, 2343口, ニ, 2344イ, 2345イ, 2346イ, 2347イ, 2348イ, 2349イ, 2350イ, 2351イ, 2354イ, 2355イ, 2356イ, 2357イ, 2358イ, 2359イ, 2360イ, 2361イ, 2362イ, 口, 2363イ, 口, 2365イ, 2366イ, 2367イ, 2369イ, 2370イ, 2371イ, 2372イ, 2373イ, 2374イ, 2378イ, 2379口, 2387ニ, 2388イ, 2405イ, 2408イ, 2419イ, 2420イ, 2425イ, 2426イ, 2428イ, 2429イ, 2430イ, 口, 2431イ, 2432イ, 2433イ, 2434イ, 2452ハ, ニ, 2453ニ, 2557口, 2603口, 2604イ, 口, 2619イ, 口, 2626イ, 2736イ, 2788ハ	701.37	1,143.51



単位 面積 : ha

区 分		崩壊地・荒廢地		荒廢危険地
		所在地（林小班）	面 積	面 積
市 町 村 別 内 訳	大 桑 村	1043イ, 1045イ, 1100イ, ロ, 1149イ, 1157イ, ロ, 1158イ, 1160イ, 1161イ, 1171イ, 1172イ, 1173イ, 1174イ, 1175イ, 1182ロ, 1191イ, ロ, 1192ロ, 1195イ, 1196イ, 1199イ, 1301イ, 1303イ, 1304イ, 1313イ, 1347ハ, 1383イ, 1425イ	62.27	566.89
	木 曾 町	605イ, 632イ, 633イ, 655イ, 663イ, 664イ, 832イ, 852イ, 853イ, ロ, ハ, 860イ, 863イ	120.00	376.51

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

種 類	火災			野ネズミ		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
総 数	0.20				1.01	
南 木 曾 町	0.20					
木 祖 村					1.01	

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考	
総数	3	4,720	32	174,739	35,445		
市町村別内訳	木曾町	木曾森林組合	13	100,319	22,719		
	木祖村						
	王滝村						
	南木曾町	南木曾森林組合	904	10	43,830	4,879	
	上松町	木曾南部森林組合	1,060	9	30,590	7,847	
	大桑村						

注 「令和2年度森林組合一斉調査」による。(信州の木活用課)

##### イ 生産森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合数	組合員数	役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考	
総数	12	660	94	11,563	1,116		
市町村別内訳	木曾町	5	177	34	1,500	366	湯ノ沢生産森林組合を除く
	木祖村	2	379	24	1,190	635	
	王滝村	-	-	-	-	-	
	南木曾町	1	20	9	364	8	
	上松町	-	-	-	-	-	
	大桑村	4	84	27	8,509	107	

注 「令和2年度森林組合一斉調査」による。(信州の木活用課)

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区 分	合計	法 人 化 し て い る											地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない		
		計	農事 組合法人	会 社					各 種 団 体					その 他の 法人		個人 経営 体
				小計	株式 会社	合名 ・ 合資 会社	合同 会社	相互 会社	小計	農協	森林 組合	その 他の 各種 団体				
総 数	243	28	-	13	13	-	-	-	12	-	7	-	2	2	213	200
市 町 村 別 内 訳	上 松 町	12	4	-	3	3	-	-	-	-	-	-	1	-	8	8
	南木曾町	182	8	-	6	6	-	-	-	2	-	2	-	-	174	170
	木 曾 町	33	10	-	2	2	-	-	-	7	2	3	2	1	22	15
	木 祖 村	5	3	1	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	2	-
	王 滝 村	3	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	大 桑 村	8	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	6

注 「2020年農林業センサス農林業経営体調査報告書」による。

(3) 林業労働力の概況

本計画区における林業経営改善計画の認定事業体数は12事業体で、その内訳は森林組合が3組合、株式会社等が9社となっている。(令和3年1月13日現在)

(4) 林業機械化の概況

長野県内で保有されている高性能林業機械の保有状況は以下のとおり。

なお、下表の機械については、国有林以外の者が保有するものとなっている。

単位：台数

機種	バフ ンチ ャー	ハ ー ベ ス タ	プ ロ セ ッ サ	ス キ ッ ダ	フ ォ ワ ー ダ	ヤ ー ダ ワ ー	ス イ ン グ ヤ ー ダ	そ の 他 の 高 性 能 林 業 機 械	計
長野県	4	70	73	2	128	16	62	35	390

注 長野県業務資料より作成。(令和元年度の数値)

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は966kmで、林道密度は10.8m/haとなっている。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	270	792	1,061	143	641	784	53%	81%	74%
針葉樹	240	740	980	139	612	752	58%	83%	77%
広葉樹	30	52	82	3	29	33	12%	56%	40%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。  
 2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。  
 3 計の不一致は四捨五入によるものである。

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
7,011	4,452	64%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である  
 2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,840	567	20%	1,375	107	8%	1,465	460	31%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。  
 2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	28.7	5.0	17%	8.4	6.5	77%
うち林業専用道	28.7	5.0	17%	-	0.04	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。  
 2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

##### (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

###### ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	242.7	355.8	147%	0.5	1.4	273%
水源かん養	242.7	355.8	147%	0.5	1.4	273%
土砂流失防備	-	-	-	-	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。  
 2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

###### イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計 画	実 行	単 位 地 区 数	
			実行歩合	
治山事業施工地区数	687	61	9%	

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### （1）森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等レ ジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷 及びその附帯地	採石採土 地	単 位 面 積 : ha	
				その他	合計
-	-	-	-	4.16	4.16

注1 面積欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

### （2）森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単 位 面 積 : ha 合 計
-	-	1.97	1.97

注 面積欄は、平成29～令和2年度実績と令和3年度見込量の合計である。

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m<sup>3</sup>

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	814	795	864	878	923	956	978	1,003
		針葉樹	781	763	830	845	888	921	943	967
		広葉樹	32	32	34	33	34	35	35	36
	主伐	総数	186	119	186	187	216	238	251	269
		針葉樹	181	116	181	183	212	233	247	265
		広葉樹	5	3	5	4	4	4	4	5
	間伐	総数	628	676	678	691	707	718	727	733
		針葉樹	601	647	649	662	677	688	696	702
		広葉樹	27	29	29	29	30	31	31	31
造林面積	総数	1,077	414	589	712	779	845	893	943	
	人工造林	234	184	332	408	477	546	595	645	
	天然更新	843	230	258	304	302	299	298	298	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m<sup>3</sup>

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第Ⅰ分期	総 数	80,773	576	1,718	2,792	4,689	5,197	8,417	
	人工林	総 数	36,044	259	1,354	2,631	4,472	4,890	6,888
		育成単層林	35,050	204	1,138	2,001	4,379	4,890	6,888
		育成複層林	994	55	216	630	93	0	0
	天然林	総 数	44,729	317	363	162	217	308	1,529
		育成単層林	4	0	0	4	0	0	0
		育成複層林	1,362	127	320	131	162	101	108
天然生林		43,363	190	44	27	55	206	1,421	
第Ⅱ分期	総 数	80,729	1,118	976	2,162	3,803	4,615	8,006	
	人工林	総 数	36,067	592	559	2,008	3,572	4,445	6,687
		育成単層林	34,965	457	438	1,566	3,171	4,441	6,687
		育成複層林	1,102	135	121	442	400	4	0
	天然林	総 数	44,662	526	418	154	231	170	1,320
		育成単層林	4	0	0	4	0	0	0
		育成複層林	1,680	339	349	139	191	67	176
天然生林		42,979	187	69	12	40	104	1,144	
第Ⅲ分期	総 数	80,770	1,550	399	1,718	2,792	4,689	5,197	
	人工林	総 数	36,106	793	239	1,354	2,631	4,472	4,890
		育成単層林	34,964	645	184	1,138	2,001	4,379	4,890
		育成複層林	1,142	148	55	216	630	93	0
	天然林	総 数	44,664	757	160	363	162	217	308
		育成単層林	4	0	0	0	4	0	0
		育成複層林	1,775	413	127	320	131	162	101
天然生林		42,885	344	33	44	27	55	206	
第Ⅳ分期	総 数	80,718	1,572	818	976	2,162	3,803	4,615	
	人工林	総 数	36,052	987	316	559	2,008	3,572	4,445
		育成単層林	34,854	826	246	438	1,566	3,171	4,441
		育成複層林	1,197	160	70	121	442	400	4
	天然林	総 数	44,666	585	503	418	154	231	170
		育成単層林	4	0	0	0	4	0	0
		育成複層林	1,885	205	339	349	139	191	67
天然生林		42,777	380	163	69	12	40	104	
第Ⅴ分期	総 数	80,718	1,782	1,224	399	1,718	2,792	4,689	
	人工林	総 数	36,049	1,013	630	239	1,354	2,631	4,472
		育成単層林	34,790	872	506	184	1,138	2,001	4,379
		育成複層林	1,259	141	124	55	216	630	93
	天然林	総 数	44,669	768	594	160	363	162	217
		育成単層林	4	0	0	0	0	4	0
		育成複層林	1,995	220	413	127	320	131	162
天然生林		42,670	548	181	33	44	27	55	

- 注1 1齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1齡級、6年生から10年生までを2齡級とし、以下順次3、4齡級・・・とする。
- 2 人工林の育成複層林の面積は下層木の該当齡級に計上した。
- 3 伐採跡地、更新未了林分の面積は1・2齡級に含めた。
- 4 四捨五入により計が一致しない場合がある。

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	總 数	4,765	1,418	2,964	4,014	44,222	20,042	
	人工林	總 数	4,549	1,164	2,694	3,986	3,159	8,444
		育成单層林	4,549	1,164	2,694	3,986	3,159	8,204
		育成複層林	0	0	0	0	0	240
	天然林	總 数	217	255	271	29	41,063	11,598
		育成单層林	0	0	0	0	0	1
		育成複層林	37	17	42	2	316	266
天然生林		179	238	229	27	40,747	11,332	
第 II 分期	總 数	6,129	2,647	1,734	3,882	45,655	20,201	
	人工林	總 数	5,585	2,507	1,413	3,712	4,988	8,723
		育成单層林	5,585	2,507	1,413	3,712	4,988	8,469
		育成複層林	0	0	0	0	0	254
	天然林	總 数	544	141	321	170	40,667	11,478
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	11	33	58	1	316	264
天然生林		533	108	263	169	40,351	11,214	
第 III 分期	總 数	8,382	4,571	1,364	2,873	47,236	20,673	
	人工林	總 数	6,853	4,354	1,109	2,602	6,808	9,214
		育成单層林	6,853	4,354	1,109	2,602	6,808	8,941
		育成複層林	0	0	0	0	0	273
	天然林	總 数	1,529	217	255	271	40,427	11,459
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	108	37	17	42	317	284
天然生林		1,421	179	238	229	40,110	11,175	
第 IV 分期	總 数	8,006	6,070	2,470	1,668	48,557	20,902	
	人工林	總 数	6,687	5,526	2,329	1,347	8,276	9,477
		育成单層林	6,687	5,526	2,329	1,347	8,276	9,181
		育成複層林	0	0	0	0	0	296
	天然林	總 数	1,320	544	141	321	40,280	11,425
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	176	11	33	58	317	305
天然生林		1,144	533	108	263	39,963	11,121	
第 V 分期	總 数	5,197	8,313	4,320	1,287	48,999	21,173	
	人工林	總 数	4,890	6,784	4,103	1,032	8,901	9,772
		育成单層林	4,890	6,784	4,103	1,032	8,901	9,450
		育成複層林	0	0	0	0	0	323
	天然林	總 数	308	1,529	217	255	40,097	11,400
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	101	108	37	17	359	332
天然生林		206	1,421	179	238	39,739	11,068	



区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	80,718	2,021	1,140	818	976	2,162	3,803	
	人工林	総 数	36,046	1,226	748	316	559	2,008	3,572
		育成単層林	34,717	1,061	621	246	438	1,566	3,171
		育成複層林	1,329	165	127	70	121	442	400
	天然林	総 数	44,672	795	392	503	418	154	231
		育成単層林	4	0	0	0	0	4	0
		育成複層林	2,103	218	205	339	349	139	191
天然生林		42,565	577	186	163	69	12	40	
第VII分期	総 数	80,718	2,196	1,318	1,224	399	1,718	2,792	
	人工林	総 数	36,042	1,406	742	630	239	1,354	2,631
		育成単層林	34,639	1,226	638	506	184	1,138	2,001
		育成複層林	1,403	180	104	124	55	216	630
	天然林	総 数	44,676	790	576	594	160	363	162
		育成単層林	4	0	0	0	0	0	4
		育成複層林	2,211	217	220	413	127	320	131
天然生林		42,461	573	356	181	33	44	27	
第VIII分期	総 数	80,718	2,349	1,509	1,140	818	976	2,162	
	人工林	総 数	36,036	1,562	905	748	316	559	2,008
		育成単層林	34,558	1,371	782	621	246	438	1,566
		育成複層林	1,478	191	123	127	70	121	442
	天然林	総 数	44,682	787	604	392	503	418	154
		育成単層林	4	0	0	0	0	0	4
		育成複層林	2,320	217	218	205	339	349	139
天然生林		42,358	570	386	186	163	69	12	
第IX分期	総 数	80,718	2,485	1,646	1,318	1,224	399	1,718	
	人工林	総 数	36,027	1,700	1,046	742	630	239	1,354
		育成単層林	34,468	1,499	910	638	506	184	1,138
		育成複層林	1,559	201	136	104	124	55	216
	天然林	総 数	44,691	786	600	576	594	160	363
		育成単層林	4	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,430	219	217	220	413	127	320
天然生林		42,257	567	383	356	181	33	44	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第VI分期	総 数	4,615	7,907	5,823	2,338	49,114	21,383	
	人工林	総 数	4,445	6,588	5,279	2,197	9,109	10,011
		育成単層林	4,441	6,588	5,279	2,197	9,109	9,660
		育成複層林	4	0	0	0	0	352
	天然林	総 数	170	1,320	544	141	40,005	11,371
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		67	176	11	33	375	359	
	天然生林	104	1,144	533	108	39,630	11,013	
第VII分期	総 数	4,689	5,112	7,988	4,116	49,167	21,551	
	人工林	総 数	4,472	4,805	6,459	3,899	9,405	10,204
		育成単層林	4,379	4,805	6,459	3,899	9,405	9,821
		育成複層林	93	0	0	0	0	383
	天然林	総 数	217	308	1,529	217	39,762	11,347
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		162	101	108	37	376	388	
	天然生林	55	206	1,421	179	39,386	10,960	
第VIII分期	総 数	3,803	4,552	7,553	5,592	50,264	21,688	
	人工林	総 数	3,572	4,381	6,234	5,048	10,703	10,361
		育成単層林	3,171	4,377	6,234	5,048	10,703	9,946
		育成複層林	400	4	0	0	0	415
	天然林	総 数	231	170	1,320	544	39,560	11,327
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		191	67	176	11	408	418	
	天然生林	40	104	1,144	533	39,152	10,908	
第IX分期	総 数	2,792	4,608	4,827	7,685	52,016	21,788	
	人工林	総 数	2,631	4,391	4,519	6,156	12,619	10,479
		育成単層林	2,001	4,298	4,519	6,156	12,619	10,030
		育成複層林	630	93	0	0	0	450
	天然林	総 数	162	217	308	1,529	39,397	11,309
		育成単層林	4	0	0	0	0	0
育成複層林		131	162	101	108	413	450	
	天然生林	27	55	206	1,421	38,984	10,859	

7 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

84 千m<sup>3</sup>

# 国有林の計画制度の体系

